受動喫煙防止対策の義務化について

－ 飲食店のみなさんへ －



令和２年４月１日から、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行により、飲食店は、原則屋内禁煙とすることが義務付けられます。

しかし、一定の条件を満たす飲食店については、屋内での喫煙を認める経過措置等が設けられていますので、ご確認のうえ、必要な受動喫煙防止対策を取ってください。

▼ 飲食店に必要な受動喫煙防止対策のフローチャート ▼

飲食店は、**受動喫煙防止のため原則屋内禁煙**ですが、以下の分類によって経過措置等があります。

Q1 通常、主食と認められる食事（米飯、パン、麺類、ピザ、お好み焼きほか）を**提供しない飲食店**ですか？
Q2 たばこの対面販売（出張販売を含む。）を**している飲食店**ですか？

1つでも「いいえ」

Q1 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店ですか？
Q2 個人あるいは資本金又は出資の総額5,000万円以下の法人ですか？
Q3 客席部分の床面積は、100㎡以下ですか？

- すべて「はい」 → 経過措置として選択可 → **飲食可**
  喫煙可能室の設置（店内での喫煙可）届出書の提出が必要
- 1つでも「いいえ」 → **店内禁煙**
  屋内禁煙

すべて「はい」

Q1 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店ですか？
Q2 個人あるいは資本金又は出資の総額5,000万円以下の法人ですか？
Q3 客席部分の床面積は、100㎡以下ですか？

- 1つでも「いいえ」
  - **喫煙のみ可**
    喫煙専用室の設置
  - **飲食等も可**
    加熱式たばこ専用喫煙室の設置
- すべて「はい」
  - **飲食等も可**
    喫煙目的室の設置（店内での喫煙可）
  - 経過措置として選択可 → **飲食可**
    喫煙可能室の設置（店内での喫煙可）届出書の提出が必要

各種喫煙室（喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、喫煙可能室）について

各種喫煙室の設置について検討する際は、以下の事項に留意してください。

●各種喫煙室は、たばこの煙の流出防止のため、以下の技術的基準を満たす必要があります。

❶ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
❷ 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
❸ たばこの煙が屋外に排気されていること

※1 加熱式たばこ専用喫煙室の中では、紙巻きたばこ等を喫煙することはできません。
※2 店舗全体を喫煙可能室とする場合は、①の基準のみ満たす必要があります。
※3 管理権原者の責めに帰することができない事由により、③の基準を満たすことが困難な既存飲食店の方への経過措置として、技術的基準を満たした脱煙機能付き喫煙ブースの設置が認められます。（①②の基準は満たす必要があります。）

●運用に関しても、様々なルールがあり、違反した場合には罰則等が適用されることがあります。

喫煙室の標識掲示
施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止
20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策
従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則等の適用
義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

厚生労働省では、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な施設・設備対策や、受動喫煙防止対策助成金の申請方法などの個別相談・助言窓口を設けています。（無料）

厚生労働省 受動喫煙防止対策に係る相談支援窓口
050-3537-0777 受付時間 平日9～12時、13～17時

詳しい情報はこちらへ 岐阜県受動喫煙防止対策について
https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/tabaco-taisaku/11223/jyudoukitsuenboushi.html

岐　阜　県

喫煙可能室を設置しようとする飲食店の皆さまへ

店舗の所在地を所管する保健所健康増進課に「喫煙可能室設置施設届出書」を持参又は郵送で提出してください（メール不可）。
不明点がある場合等に限り、保健所からご連絡することがあります。

郵送で提出する場合は、朱書きで、封筒の宛名面に**喫煙可能室設置施設届出書 在中**と記入してください。

※ 届出受理番号

喫 煙 可 能 室 設 置 施 設　届 出 書

令和元 年 ●● 月 ●● 日

■■保健所長 殿

株式会社 喫煙対策
届出者 代表取締役 岐阜花子 ㊞

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第６項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	（ふりがな）①名称	きつえんたいさくしょくどう 喫煙対策食堂
	②－１所在地	〒501-1234 ●●市△△町□□123-4 （電話 058-394-0000 ）
	②－２車両番号等	
	③営業許可番号	第 12345678 号
	④営業許可日	平成29 年 4 月 1 日
2 管理権原者	（ふりがな）①氏名（法人にあっては、その名称）	かぶしきがいしゃ きつえんたいさく 株式会社 喫煙対策
	（ふりがな）②法人にあっては、その代表者の氏名	ぎふ はなこ 岐阜 花子
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒501-1234 ●●市△△町□□567-8 （電話 058-392-0000 ）
3 備考		担当者の氏名 岐阜 太郎 職名 専務 連絡先 090-1234-0000

届出受理番号欄は記入しないでください。
（保健所で使用します。）

店舗所在地を所管する保健所名をご記入ください。
〔下記の「岐阜県の保健所」一覧をご確認ください。
岐阜市内の飲食店の場合は、**岐阜市健康づくり課**にお問い合わせください。〕

「2 管理権原者」の①欄を記入し、届出者印を押印してください。
〔法人の場合は、①の法人名と、②の法人代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。〕

1 喫煙可能室設置施設

喫煙可能室を設置しようとする店舗の
① 名称
②－1 所在地
③ 当該店舗に対する食品衛生営業許可書の許可番号（8ケタ）
④ 当該店舗に対する食品衛生営業許可書の有効期間の起点日
を記入してください。
（②－2欄は、記入の必要はありません。）

2 管理権原者

喫煙可能室を設置しようとする店舗の管理者（個人営業の場合は、店舗を運営する個人、法人営業の場合は当該法人）の
① 氏名 （法人の場合は、法人名）
②（法人の場合のみ記入） 代表者の氏名
③ 住所 （法人の場合は、本店所在地）
を記入してください。

3 備考

この届出書に関して、今後問い合わせする際の担当者の ①氏名、②職名、③連絡先 を記入してください。
この他、伝達したい事項があれば、余白に記入してください。

【届け出にあたっての注意点】
- 表面の**各種喫煙室（喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、喫煙可能室）について**に記載した技術的基準や、標識掲示等の運用ルールを遵守してください。
- 法律で義務付けられた以下の書類を保管してください。
  ①客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）
  ②資本金の額又は出資の総額に係る資料（法人の場合）

お問い合わせ窓口

- **厚生労働省 受動喫煙対策に係るコールセンター　03−5539−0303**（受付時間　平日 午前9時30分～午後6時15分）
- **岐阜県の保健所**（受付時間　平日 午前8時30分～午後5時15分）

所管区域	保健所	住　所	電話番号（内線）
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所（健康増進課）	〒504-0838 各務原市那加不動丘1−1 岐阜県健康科学センター	058−380−3004
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所（健康増進課）	〒503-0838 大垣市江崎町422−3 西濃総合庁舎	0584−73−1111（内474）
関市・美濃市・郡上市	関保健所（健康増進課）	〒501-3756 美濃市生櫛1612−2 中濃総合庁舎	0575−33−4011（内358）
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所（健康増進課）	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610−1 可茂総合庁舎	0574−25−3111（内379）
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所（健康増進課）	〒507-8708 多治見市上野町5−68−1 東濃西部総合庁舎	0572−23−1111（内377）
中津川市・恵那市	恵那保健所（健康増進課）	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067−71 恵那総合庁舎	0573−26−1111（内237）
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所（健康増進課）	〒506-8688 高山市上岡本町7−468 飛騨総合庁舎	0577−33−1111（内359）

※岐阜市内の飲食店は、岐阜市健康づくり課（058−252−7180）にお問い合わせください。